
令和 8 年 第 2 回 芦屋町議会定例会会議録（第 1 日）

令和 8 年 6 月 1 1 日（木曜日）

議 事 日 程（1）

令和 8 年 6 月 11 日 午前 10 時 00 分開議

日程第 1 会期の決定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 行政報告

第 4 議案第 13 号 芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 5 同意第 3 号 芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任について

第 6 同意第 4 号 人権擁護委員の候補者の推薦について

第 7 同意第 5 号 芦屋町農業委員会委員の任命について

第 8 同意第 6 号 芦屋町農業委員会委員の任命について

第 9 同意第 7 号 芦屋町農業委員会委員の任命について

第 10 同意第 8 号 芦屋町農業委員会委員の任命について

第 11 同意第 9 号 芦屋町農業委員会委員の任命について

第 12 同意第 10 号 芦屋町農業委員会委員の任命について

第 13 同意第 11 号 芦屋町農業委員会委員の任命について

第 14 同意第 12 号 芦屋町農業委員会委員の任命について

第 15 議案第 38 号 芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

第 16 議案第 39 号 芦屋町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

第 17 議案第 40 号 令和 8 年度芦屋町一般会計補正予算（第 1 号）

第 18 議案第 41 号 芦屋港ボートパーク交流エリア整備工事（電気設備）請負契約の締結について

第 19 議案第 42 号 城山公園法面整備工事（唐戸側）請負契約の締結について

第 20 議案第 43 号 移動式排水ポンプ等購入契約の締結について

第 21 議案第 44 号 タウンバス中型車両購入契約の締結について

第 22 承認第 2 号 専決処分事項の承認について

- 第23 承認第3号 専決処分事項の承認について
- 第24 報告第4号 令和7年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第25 報告第5号 令和7年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第26 報告第6号 令和7年度芦屋町公共下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
- 第27 報告第7号 令和7年度芦屋町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第28 発議第1号 観光施策の推進に関する決議について

【出席議員】 (12名)

1番 長島 毅	2番 原崎 功典	3番 守田 政孝	4番 田中 太
5番 香田 一之	6番 中西 智昭	7番 本田 浩	8番 松岡 泉
9番 内海 猛年	10番 妹川 征男	11番 川上 誠一	12番 辻本 一夫

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 横田 和雄 書記 岡本 賢治 書記 鶴原 清華

説明のために出席した者の職氏名

町 長	貝掛俊之	副町長	吉永博幸	教育長	三桝賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	福田雅代	総務課長	本石美香
企画政策課長	溝上竜平	芦屋港活性化推進室長	志村亮二	財政課長	智田寛俊
都市整備課長	小田武文	税務課長	藤永詩乃美	環境住宅課長	新開晴浩
住民課長	有田昌子	福祉課長	中野功明	健康・こども課長	塩田健司
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	水摩秀徳	ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	池上亮吉
事業課長	本郷宣昭				

【 傍 聴 者 数 】 2名

○議長 辻本 一夫君

一同起立、礼、着席願います。

会議に入ります前に、4月1日付けで新たに副町長が就任されておりますので、御挨拶をお願いします。副町長。

○副町長 吉永 博幸君

議員の皆様、おはようございます。

さきの議会におかれまして、副町長に選任いただきまして、ありがとうございます。ただただ、今、重責を感じているだけでございます。

副町長就任にあたりましては、前任の中西副町長には及びませんが、貝掛町長を支え、そして組織を支え、町民のため、そして将来の芦屋町のために一生懸命働いてまいります。

御指導御鞭撻、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

次に課長の異動がっておりますので、副町長から報告をお願いします。副町長。

○副町長 吉永 博幸君

それでは、令和8年4月1日付で昇格及び配置異動となりました課長の紹介をいたします。

新たに課長昇格となりました住民課長の有田昌子でございます。

○住民課長 有田 昌子君

よろしくお願いいたします。

○副町長 吉永 博幸君

続きまして、配置異動となりました課長を紹介いたします。

総務課長の本石美香でございます。

○総務課長 本石 美香君

よろしくお願いいたします。

○副町長 吉永 博幸君

企画政策課長の溝上竜平でございます。

○企画政策課長 溝上 竜平君

よろしくお願いいたします。

○副町長 吉永 博幸君

財政課長の智田寛俊でございます。

○財政課長 智田 寛俊君

よろしくお願いいたします。

○副町長 吉永 博幸君

ボートレース事業局企画課長の池上亮吉でございます。

○企画課長 池上 亮吉君

よろしくお願いいたします。

○副町長 吉永 博幸君

同じく事業課長の本郷宣昭でございます。

○事業課長 本郷 宣昭君

よろしくお願いいたします。

○副町長 吉永 博幸君

教育委員会生涯学習課長の水摩秀徳でございます。

○生涯学習課長 水摩 秀徳君

よろしくお願いいたします。

○副町長 吉永 博幸君

会計課長の福田雅代でございます。

○会計管理者 福田 雅代君

よろしくお願いいたします。

○副町長 吉永 博幸君

福祉課長の中野功明でございます。

○福祉課長 中野 功明君

よろしくお願いいたします。

○副町長 吉永 博幸君

税務課長の藤永詩乃美でございます。

○税務課長 藤永 詩乃美君

よろしくお願いいたします。

○副町長 吉永 博幸君

議会事務局長の横田和雄でございます。

○議会事務局長 横田 和雄君

よろしくお願いいたします。

○副町長 吉永 博幸君

以上、課長昇格1名、配置異動10名の紹介を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で報告を終わります。

.....

午前 10 時 04 分開会

○議長 辻本 一夫君

ただいまから、令和 8 年第 2 回芦屋町議会定例会を開会いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従って会議を進めてまいります。

.....

日程第 1. 会期の決定について

○議長 辻本 一夫君

まず日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は 6 月 11 日から 6 月 22 日までの 12 日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

.....

日程第 2. 会議録署名議員の指名について

○議長 辻本 一夫君

次に日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第 127 条の規定により、1 番、長島議員と 6 番、中西議員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

.....

日程第 3. 行政報告について

○議長 辻本 一夫君

次に日程第 3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、書面により報告いたします。

日程第 4. 議案第 13 号について

お諮りします。日程第 4、議案第 13 号については、総務財政常任委員会に審査を付託しておりましたので、これを議題とし、審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

総務財政委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。

○総務財政常任委員会委員長 内海 猛年君

報告第6号、令和8年5月19日、芦屋町議会議長、辻本一夫君、総務財政常任委員会委員長、内海猛年。

総務財政常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第13号、芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正する条例の制定について、賛成多数、一部修正可決。

議案第13号については、次のとおり修正する。

別表第1中「96万6,100円」を「91万9,200円」に、「64万1,500円」を「45万8,800円」に改める。

附則を「この条例は公布の日から施行し、改正後の芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する」に改める。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

以上で報告は終わりました。

ただいまから審査結果の報告について質疑を行います。

総務財政委員長に対する質疑を許します。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

報告第6号、芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

この議案は3月議会に上程され継続審議となっていたものですが、「96万6,100円」を「91万9,200円」に、「64万1,500円」を「45万8,800円」に改めるものですが、修正を行った根拠はどのように算定したのかを伺います。

○議長 辻本 一夫君

総務財政委員長。

○総務財政常任委員会委員長 内海 猛年君

今回の監査委員の報酬についての3月上程につきましては、まず、平均報酬額及び平均日数は全国を基に算出されておられました。

3月の当常任委員会で審査しましたところ、ボートレース場が特殊な事業であるということで、「ボートレースの日数に要する監査日数を作成してはどうか、及び1日の勤務時間についても調査してほしい」ということで継続審査としておりました。

再度、調査の結果、全国的及び県において、1日の平均勤務時間及び報酬額については、なかなか難しいと。それで、芦屋町が全国的にも多い日数の割合というのが約46日間。この内訳はボートにおける日数が23日、及びきめ細かな監査をしているということで23日——きめ細かくとはどういうことかと言いますと、各自治体では隔年ごとに決算審査、定期監査をやっているということですが、芦屋町では毎年、定期監査、決算審査をやっているということで、日数が増えております。

それで、あとは報酬の問題ですが、報酬も一番直近の本来の状況を見たときに、執務日数もほぼ同日、それから平均給与についてもほぼ同額ということで、これを基に算出したものでございます。

郡内の平均ですが、学識経験者が40万6,667円、執務日数が40.7日、及び議員選出が平均が21万9,667円、平均執務日数が38.3日。これを基に芦屋町の現状の報酬を積算いたしましたところ、今回、修正案として出しております金額でございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

芦屋町は競艇場などを有しているということでですね、審査項目事項が多いという、そういった点は理解できました。監査委員報酬は、多くの自治体では報酬審議会を通じて妥当性を検証し、条例で金額を決めています。町では報酬審議会がないので、町からの付託議案として委員会で審議されています。その場合、注意しなければならないのは、

1点目に、監査委員の独立性や第三者性が確保されているのか。

2点目に、報酬が高過ぎて「お手盛り」になっていないか。

3点目に、業務量や責任に見合う適正な水準か。

4点目に、住民に向け算定額と算定根拠が公開されているのか。

5点目に、監査結果が住民にわかる形で公開されているか。

などがポイントになります。

委員会審議の中では、このような議論はなされたのでしょうか伺います。

○議長 辻本 一夫君

総務財政委員長。

○総務財政常任委員会委員長 内海 猛年君

まず、私のほうで3月の定例会の折に、この報酬につきまして、特別職報酬等審議会のほうの開催の有無を確認いたしましたところ、「この監査委員の報酬につきましては、特別職報酬等審議会にかけerる必要がない」ということを聞いております。そういうような形の中であえて、継続審査とした委員会の中では、その辺については質問をしておりません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

そのほか。松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

審査結果を見ますと賛成多数になっています。反対意見が述べられているか分かるのであれば紹介していただきたいと思います。

○議長 辻本 一夫君

総務財政委員長。

○総務財政常任委員会委員長 内海 猛年君

反対意見はございませんでした。諸般の事情により反対ということでございます。以上です。

○議長 辻本 一夫君

いいですか。そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようでございますので、総務財政委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

○議長 辻本 一夫君

ただいまから討論及び採決を行います。

日程第4、議案第13号については、委員会からの修正案について討論を許します。討論ありますか。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

議案第13号の報酬改定の修正に意見を述べて賛成をいたします。

国会の地方財政健全化法の制定の中の議論で、地方自治体の監査制度について取り上げられました。地方自治体の財務諸表の客観性、正確性を担保する機能を果たすように期待されている監査委員について、身内の職員OB起用や議員の短期交代が常態化していることを問題にし、OB

や議員を選挙対象から外すように求める意見が出ました。これに対して、当時の菅義偉総務大臣は「監査制度は問題がある。今後の改革の1つの方向。」と答弁しています。また、「監査を受ける立場の長が委員を任命する選任方法についても見直しが求められると指摘されていますが」との質問に、「そのことを含め検討していく」との答弁でした。

平成29年の地方自治法改正で、議会からの監査は置かなくてもよい方向に緩和されましたし、日本全体の流れとしては、議会選出議員を必須としない、OBの人数や属性を制限する、会計士や弁護士など外部の専門家を活用するといった制度設計で、専門性の高い監査を確保することが求められていることを述べまして、討論いたします。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第4、議案第13号について、委員長報告のとおり原案を修正の上、可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって議案第13号は原案を修正の上、可決することに決定いたしました。

以上で採決を終わります。

○議長 辻本 一夫君

次に日程第5、同意第3号から日程第28、発議第1号までの各議案については、この際一括議題として上程し、町長に提案理由の説明を求めたのち、発議の提出議員に趣旨説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長 辻本 一夫君

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 貝掛 俊之君

それでは、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まずは人事議案でございます。

同意第3号の「芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任」につきましては、現委員の縄田孝志氏の任期が令和8年6月21日をもって満了となりますので、再度、同氏を選任したく、「地方税法」第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。縄田氏は本町の税務課長を務めるなど固定資産の評価についての見識を有し、誠実かつ温厚で委員として適任でありますので、どうぞよろしくお願いします。

同意第4号の「人権擁護委員の候補者の推薦」につきましては、現在の人権擁護委員であります松田義春氏の任期が令和8年12月31日をもって満了となりますので、再度、同氏を推薦いたしたく、「人権擁護委員法」第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。松田氏は芦屋町職員として長年にわたり奉職され、人権問題にも精通し、人格・見識も申し分なく人権擁護委員として適任でありますので、どうぞよろしくお願いします。

同意第5号から同意第12号の「芦屋町農業委員会委員の任命」につきましては、芦屋町農業委員会の現委員8名の任期が令和8年7月19日をもって満了となりますので、「農業委員会等に関する法律」第8条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、選考につきましては、地区の農業関係者からなる「芦屋町農業委員会委員の候補者選考委員会」を設置しまして、推薦・公募による9名の候補者から、農地利用の最適化を強力に進めていく観点で、農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌に関する事項に関し適切に行うことができる方、農業者以外の中立的な立場の者を入れる要件などを考慮して決定したものでございます。

同意第5号の「芦屋町農業委員会委員の任命」につきましては、現在の農業委員会委員であります安高澄夫氏の任期満了に伴い、再度、同氏を任命いたしたく、「農業委員会等に関する法律」第8条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。安高氏は長年にわたり農業に従事され、現在、農業委員会会長や芦屋台地土地改良区理事長としても活躍されるなど、人格・見識も申し分なく農業委員会委員として適任でありますので、どうぞよろしくお願いします。

同意第6号の「芦屋町農業委員会委員の任命」につきましては、現在の農業委員会委員であります安高寿倫氏の任期満了に伴い、再度、同氏を任命いたしたく、「農業委員会等に関する法律」第8条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。安高氏は長年にわたり農業に従事され、北九州農業協同組合青年部遠賀中間支部支部長を務められ、現在、農業委員会委員としても活躍されるなど、人格・見識も申し分なく農業委員会委員として適任でありますので、どうぞよろしくお願いします。

同意第7号の「芦屋町農業委員会委員の任命」につきましては、現在の農業委員会委員であり

ます入江一博氏の任期満了に伴い、再度、同氏を任命いたしたく、「農業委員会等に関する法律」第8条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。入江氏は会社員として勤務される傍ら、北九州農業協同組合理事を務められ、現在、農業委員会副会長としても活躍されるなど、人格・見識も申し分なく農業委員会委員として適任でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

同意第8号の「芦屋町農業委員会委員の任命」につきましては、現在の農業委員会委員であります木原教茂氏の任期満了に伴い、再度、同氏を任命いたしたく、「農業委員会等に関する法律」第8条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。木原氏は長年にわたり農業に従事され、現在、農業委員会委員としても活躍されるなど、人格・見識も申し分なく農業委員会委員として適任でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

同意第9号の「芦屋町農業委員会委員の任命」につきましては、現委員の任期満了に伴い、重岡清麿氏を農業委員会委員として任命いたしたく、「農業委員会等に関する法律」第8条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。重岡氏は長年にわたり農業に従事され、人格・見識も申し分なく農業委員会委員として適任でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

同意第10号の「芦屋町農業委員会委員の任命」につきましては、現在の農業委員会委員であります中野則幸氏の任期満了に伴い、再度、同氏を任命いたしたく、「農業委員会等に関する法律」第8条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。中野氏は積極的に農業に取り組まれ、現在、農業委員会委員としても活躍されるなど、人格・見識も申し分なく農業委員会委員として適任でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

同意第11号の「芦屋町農業委員会委員の任命」につきましては、現在の農業委員会委員であります本田勝人氏の任期満了に伴い、再度、同氏を任命いたしたく、「農業委員会等に関する法律」第8条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。本田氏は長年にわたり農業に従事され、現在、農業委員会委員としても活躍されるなど、人格・見識も申し分なく農業委員会委員として適任でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

同意第12号の「芦屋町農業委員会委員の任命」につきましては、現委員の任期満了に伴い、重留瑠璃氏を農業委員会委員として任命いたしたく、「農業委員会等に関する法律」第8条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。重留氏は地域産業の発展に意欲を持たれており、人格・見識も申し分なく農業委員会委員として適任でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に条例議案でございます。

議案第38号の「芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、「地方

公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づくシステムの標準化の実施に伴い、地方税に係る事務に関する証明書の名称を改めるほか、所要の規定整備を行うため条例の一部を改正するものでございます。

議案第39号の「芦屋町印鑑条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、「出入国管理及び難民認定法」及び「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」の改正に伴い、印鑑登録証明書の発行を個人番号カードだけでなく、個人番号カードの機能が付加された在留カードや特別永住者証明書でも行えるよう条例の一部を改正するものでございます。

次に補正予算議案でございます。

議案第40号の「令和8年度芦屋町一般会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出それぞれ4,800万円の増額補正を行うものでございます。歳入につきましては、町有地法面崩落対策工事（大君）の財源として緊急自然災害防止対策事業債を計上したほか、公費医療費助成システム改修業務委託の財源として地域診療情報連携推進費補助金を計上するとともに、財政調整基金繰入金を増額計上するものでございます。歳出につきましては、令和7年8月大雨時における山鹿地区の詳細な浸水被害の状況、その時系列推移等を明らかにするため、山鹿地区内水浸水想定解析業務委託を計上したほか、町有地法面崩落対策工事（大君）に係る費用等を計上しています。また、GISデータ包括更新事業について、一部更新データの入手時期が令和9年3月となり、統合型GISへのデータ登録が令和8年度中に完了しない見込みのため、繰越明許費を追加するものでございます。

次に契約議案でございます。

議案第41号の「芦屋港ボートパーク交流エリア整備工事（電気設備）請負契約の締結」につきましては、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づく契約議案でございまして、当該請負契約を締結するものでございます。

議案第42号の「城山公園法面整備工事（唐戸側）請負契約の締結」につきましては、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づく契約議案でございまして、当該請負契約を締結するものでございます。

議案第43号の「移動式排水ポンプ等購入契約の締結」につきましては、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づく契約議案でございまして、当該購入契約を締結するものでございます。

議案第44号の「タウンバス中型車両購入契約の締結」につきましては、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づく契約議案でございまして、当該購入契約を締結するものでございます。

次に承認議案でございます。

承認第2号の「専決処分事項の承認」につきましては、「地方税法等の一部を改正する法律」が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、「芦屋町税条例の一部を改正する条例の制定」を「地方自治法」第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

承認第3号の「専決処分事項の承認」につきましては、「地方税法等の一部を改正する法律」が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、「芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」を「地方自治法」第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

最後に報告案件でございます。

報告第4号の「令和7年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告」につきましては、庁舎非常用電源整備事業、西祇園橋架け替え事業ほか11事業費を翌年度に繰り越したため、「地方自治法施行令」第146条第2項の規定に基づき繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

報告第5号の「令和7年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算繰越計算書の報告」につきましては、1階スタンド改修工事、競走水面浄化設備整備工事及び1階スタンド改修工事監理委託の各事業費を翌年度に繰り越したため、「地方公営企業法」第26条第3項の規定に基づき繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

報告第6号の「令和7年度芦屋町公共下水道事業会計継続費繰越計算書の報告」につきましては、西祇園橋圧送管整備工事について継続費の繰越額が決定したため、「地方公営企業法施行令」第18条の2第1項の規定に基づき継続費繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

報告第7号の「令和7年度芦屋町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告」につきましては、下水道事業事務委託要求水準書等作成業務委託、雨水管調査業務委託の各事業費を翌年度に繰り越したため、「地方公営企業法」第26条第3項の規定に基づき繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

以上、簡単ではありますが、提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 辻本 一夫君

以上で町長の提案理由の説明は終わりました。

次に1番、長島議員に発議第1号の趣旨説明を求めます。長島議員。

○議員 1番 長島 毅君

おはようございます。

1 番、長島です。

発議第 1 号について、本文を読み上げ趣旨説明とさせていただきます。

観光施策の推進に関する決議。

芦屋町は、令和 5 年 3 月に「第 2 期芦屋町観光基本構想」を策定し、地域特性や様々な観光資源を活かした魅力あるまちづくりに取り組んでいます。これらは「観光によるまちづくり」を掲げる我が町にとって重要な施策であり、その実現に向けて日々尽力されている関係各位に深く敬意を表するものである。

一方、本町には海、歴史・文化、食など多くの観光資源が存在するものの、それぞれの PR は個別に展開され、横の連携や情報発信については更なる工夫の余地がある。

令和 8 年度には芦屋港レジャー港化に伴うボートパークも開業予定であり、観光客の町内回遊および観光消費の向上へとつなげる取り組みをさらに推し進めていかなければならない。

また、このような観光施策の推進主体は行政と観光協会であると考えるが、観光協会の現状は受託業務が主となっており、本来の観光施策に十分に力を注ぐことができていないように思われる。

県内唯一のあしや砂像展についても、交流人口の創出に大きく寄与してきた反面、季節限定・単発型イベントとしての側面や、運営を担う人材・体制面における課題が指摘されており、本イベントを将来にわたって継続していくには、イベントの実施・運営体制の見直しを図っていく必要がある。

以上のことから、本議会は本町に対し、持続可能で戦略的な観光振興施策への転換を図るよう強く要望する。

記

1. 観光事業主体の連携強化

芦屋釜の里、芦屋歴史の里、マリンテラスあしや、海浜公園、芦屋港など個々の事業主体がワンチームで観光施策に取り組む体制を検討すること。

2. 観光協会への支援

行政と観光協会それぞれが担う役割を明確にし、観光協会が本来の業務である観光施策に集中して取り組めるよう必要な人的・財政面での支援を行うこと。

3. 持続可能な「あしや砂像展」の在り方

季節や天候に左右されず安定して実施できるイベントの在り方について再検討を進めること。
また、運営体制に関しても担当課の負担軽減を図るべく、実行委員会の在り方を見直し、これに必要な人的・財政面での支援を行うこと。

以上で、趣旨説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 辻本 一夫君

以上で長島議員の趣旨説明は終わりました。

お諮りします。日程第5、同意第3号から日程第14、同意第12号については、人事案件でございますのでこの際、質疑、委員会付託、討論を省略し、ただちに採決を行いたいと思いが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

お諮りします。日程第5、同意第3号について同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、同意第3号は同意することに決定いたしました。

次に日程第6、同意第4号について同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、同意第4号は同意することに決定いたしました。

次に日程第7、同意第5号について同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、同意第5号は同意することに決定いたしました。

次に日程第8、同意第6号について同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、同意第6号は同意することに決定いたしました。

次に日程第9、同意第7号について同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、同意第7号は同意することに決定いたしました。

次に日程第10、同意第8号について同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、同意第8号は同意することに決定いたしました。

次に日程第11、同意第9号について同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、同意第9号は同意することに決定いたしました。

次に日程第12、同意第10号について同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、同意第10号は同意することに決定いたしました。

次に日程第13、同意第11号について同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、同意第11号は同意することに決定いたしました。

次に日程第14、同意第12号について同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、同意第12号は同意することに決定いたしました。

ただいまから質疑を行います。

まず日程第15、議案第38号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第38号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第16、議案第39号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第39号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第17、議案第40号についての質疑を許します。

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第（発言する者あり）はい、妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

一般会計補正予算について3点、質疑を行いたいと思います。

1点目は16ページ。

商工費というのがありますが、ここの観光費として補正額650万円と上がっています。説明のところには、補助金として、あしや花火大会事業補助金500万円、砂像事業補助金が150万円というふうに補正額が出されていますが、どういう理由で、この500万円というのは、かなりの金額が補正されていますし、砂像事業補助金もそうです。その理由について質問したいと思います。

2点目は18ページです。

非常備消防費という形で、先ほど町長のほうから、この業務委託料、山鹿地区内浸水想定解析業務委託、説明がありました。推測しますが、毎年のように山鹿地区の一帯は冠水しかも線ではなくて面のような状態で冠水することに対して、この資料を、かなりの2,100万という金額ですが、この資料に基づいて、まず、そういう山鹿地区の全体の冠水状況をどう把握するかということの、資料作りかなと。それがまず1点で、もしそうであれば、それをいつ頃、それが出来上がって、それをどのような形で、どこに求められるのかをお聞きしたいと思います。

3点目は同じく、いや19ページです。

教育費、学校管理費の中の謝礼金として、部活動指導員謝礼96万5,000円がありますが、これは、部活は校内の部活の指導員なのか、外部クラブ、外部のクラブの指導員の謝礼なのか。

そしてこれは、国県支出金99万4,000円、ほとんど100%それ使ってありますが、町独自としては、もしあるとするならば、この合計額は幾らになるのか。

そのことについて3点お尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

それでは、16ページですね、観光費の補助金についてお答えしたいと思います。

あしや花火大会事業補助金500万円の増額補正。それと砂像事業補助金150万の増額補正ということでしたので、まず補正となった理由を御説明させていただきます。

あしや花火大会事業補助金の500万の分ですね、この理由としましては、物価高騰による委託料等の事業費の増加と、収入が減少する見込みが出たため、収支上不足する見込みとなる500万円の補正を行うものでございます。

次に砂像事業補助金150万の増額につきましては、物価高騰による事業費の増加と、業務委託料の増額等による収支上不足する見込みの150万円を増額補正したものでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

中学校費の謝礼金についてお尋ねがありました。

部活動指導員の謝礼ということで今回96万5000円を計上しております。これにつきましては、当初予算において160万円ほどを計上しておりましたところの追加計上でございます。内容といたしましては、中学校の休日における部活動の外部指導員を、当初6人で見積もっておったんですけれども、登録者が9人になりまして3名分不足するということから、今回増額をしているものでございます。これに伴いまして、収入といたしまして福岡県地域クラブ活動推進事業費補助金を計上しているところでございますが、これにつきましては、歳出のほうの当初予算額と、今回の補正予算額の合計に対する補助ということになります。

以上でございます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ちょっと待ってください。

妹川議員いいですか。もう一方のですね、妹川議員の質問の山鹿地区内水想定の間については、これは総務財政委員会所管ですので、これ質疑できません。いいですか。

〔「その件です」と呼ぶ者あり〕

そうですか。了解です。そのほか。

○議長 辻本 一夫君

ないようですので、日程第10（発言する者あり）あつ、妹川議員どうぞ。いいですよ。

○議員 10番 妹川 征男君

2回目。しないの？

〔「いや、もういい。あれはね…」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

先ほど妹川議員が述べられましたけれども、自分の所管する課に関しての常任委員会関係でありますので、これは、しっかりと止めていただきたいと思います。

○議長 辻本 一夫君

そのとおりです。

はい、じゃあ、2回目、妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

えーとね、それではね、この花火大会と、それから砂像展事業の補助金は５００万、１５０万で補正ですけど、もともと花火大会は補助額を入れて総額は幾らなのか。それから、砂像事業補助金を入れて合計額は幾らになるのかということを追加質問いたします。

それで、この協賛金が、その補助、花火大会の補助金５００万円というのはかなりの額ですが、協賛金が減少したというようなことも聞いていますけど。これについては、また、区を通して補助金を、まあ、募金活動ですかね。そういうものを毎年のように今までやられましたけれど、これについては区長会でも、また私自身も非常に疑問視しておりましたが、この点については、また、区民から募金活動をやることになっているのかどうかをお聞きしたい。

それから、今、部活動名について、これ再確認ですけど。今のことについては、ちょっと聞き漏らしたけれども、校内の部活動に対する活動員の補助、謝礼なのか、外部クラブの方の謝礼なのか、ちょっと聞き漏らしましたので、それと先ほども申しましたクラブ名を教えてくださいということをお願いします。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

はい、それでは御質問にお答えしたいと思います。

御質問の内容としましては、花火大会と砂像展の補助金ですね、これ今回の補正を加えた額で総額幾らになるかということだと思いますので、まず花火大会の分からいききたいと思います。

花火大会の令和８年度当初予算としましては、補助金額が２，０９２万７，０００円で今回の補正５００万円。合計しますと２，５９２万７，０００円になる見込みでございます。

次に、砂像展の補助金。こちらは、当初予算として３，９８６万４，０００円計上しておりましたが、今回１５０万円の補正を計上しておりますので、合計で４，１３６万４，０００円になる見込みとなっております。

次にですね、もう１つ御質問がありましたが、自治区への募金のことということでお答えいたします。自治区の協賛金につきましては、毎年ですね、募金活動のほうをお願いしてまいりました。また、自治区のほうには、日頃より町への協力を多々お願いしている状況もございます。独自の活動なども行っておられて、自治区の負担は大きなものになっていると思っております。そういう中からですね、かなりのその募金活動も負担になっているという考えのもと、自治区の負担軽減の意味もありまして、今年度より自治区からの協賛金はお願ひしないという形で考えています。先日、区長会のほうでもその辺のお話もさせていただいて、これまでのお礼も含めてお話をしたところです。

そのためですね、先ほど妹川議員おっしゃったとおり、収入の減少の１つということになって

おります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

議員お尋ねの部活動外部指導員の謝礼につきましては、当初予算において計上済みでございます。今回、補正予算として上げているものは、いわゆる部活動の地域展開に伴う部活動指導員の謝礼ということでございます。それと適用される部活動につきましては野球部と剣道部と吹奏楽部を予定しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

いいですか。そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第40号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第18、議案第41号についての質疑を許します。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

議案第41号、芦屋港ボートパーク交流エリア整備工事（電気設備）の請負契約の締結について質疑をいたします。

6月22日の議会最終日に監査請求の結論が出ますが、この事案はその監査請求の一部に入ると思います。議会の後の22日に結果が出されていることになりましたが、これが仮にですね、「支給が不適切」という監査結果が出された場合、この芦屋ボートパーク交流エリア整備工事。こういったものの、今後の施工はどのようなになるのか、それについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。副町長。

○副町長 吉永 博幸君

監査報告書の意見につきましては、それを芦屋町として参考とするとともに、それはそれで芦屋町としてどう判断するか、法的に整理をしていくか、そういう方針で臨んでまいります。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

今の答弁では、監査請求が出されて「不適切」ということがあっても、その監査請求に従わなく、続行する場合もあるというふうに受け取っていいのでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

副町長。

○副町長 吉永 博幸君

あくまでも監査委員の意見でございます。それから、別にいわゆる執行部としての意見が、それを参考にしてなされますので、いろんなケースがあると思います。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

いいですか。そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですので、議案第41号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第19、議案第42号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですので、議案第42号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第20、議案第43号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第43号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第21、議案第44号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第44号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第22、承認第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、承認第2号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第23、承認第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、承認第3号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第24、報告第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、報告第4号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第25、報告第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、報告第5号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第26、報告第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、報告第6号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第27、報告第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、報告第7号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第28、発議第1号についての質疑を許します。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

観光施策の推進に関する決議についての質疑を行います。

まず1点目ですが、決議文の第3項目に「季節や天候に左右されず安定して実施できるイベントのあり方について再検討を進める」とあります。これについては、かつて芦屋港周辺では全天候型——鳥取の砂の美術館を模したものの計画が、基本計画の概算では4億円だったものが8億円という形で、業務委託したところが25億円というふうに3倍、4億円であれば6倍というように予算が膨れ上がったことで、事実上、頓挫した経緯があります。この決議文で求める「天候に左右されないあり方」とは、再び別な場所、どこか分かりませんが、全天候型の箱物施設を建造することを念頭に置いておられるのか。

それについて1点目です。

それから、質問2として、同じく3項目めに「担当課の負担軽減を図るべく」とうたいながら、その結論として「必要な人的・財政面での支援を行うこと」を求めておられます。やはり、あしや砂像展は多くの職員が動員され、本来の通常業務を圧迫していることが本質的な負担ではなかろうかと思っています。負担軽減を本気で考えるならば、事業の規模縮小や休止・廃止を含めた議論をすべきではなかろうかと思っています。なぜ、負担を減らすための解決策がさらなる人員の投入、町費、財政出動というふうになりますが、その辺のことについてお伺いしたいと思っています。

質問3、費用対効果の検証を迫るということで、私はボートパーク連携の不透明性ということをいつも考えているわけですけど、令和8年度のボートパーク開業を見据え、観光消費の向上へつなげる取組をさらに進めるとしています。しかし、先ほどの質疑に対してもそうですが、年間4,000万円。4,000万円もの公費を投じてきた砂像展はわずか17日間の開催で終わっています。明確な経済波及効果の検証がどれだけされているのか。

以前、私は一般質問と、また、ないしは質疑で「費用対効果の中で、経済効果及び効果の検証がなされたことがあるか」という質問に対しては「していません」という町の答弁でした。そういう意味では、この提案者である長島議員、この経済波及効果の検証を行ったのかどうか、その辺についてお答えいただきたいと思います。

○議長 辻本 一夫君

答弁を求めます。長島議員。

○議員 1番 長島 毅君

質問ありがとうございます。

まず、あしや砂像展の「屋内展示施設のことを想定しているか」のことですが、この決議に関しては、芦屋港に限定した施設の建築だけではなく、砂像展が「季節や天候に左右されることなく将来的に持続可能なイベントとなるように幅広く検討してください」という趣旨で書いております。

2つ目ですね、人的財政面でのことだったかと思いますが——ちょっとお待ちください。

本決議に関しましては、予算や人的財政を具体的に支持するものではなく、議会として、本来の役割を発揮できる観光協会、また砂像展の実行委員会、また行政に関する環境整備の必要性を示すものであって、手法や予算規模については執行部において検討していただきたく思っております。

3番目のボートパークの費用対効果等のことですが——ちょっとお待ちくださいね。

費用対効果のことを言っているというよりも、私は常々、芦屋港レジャー港化で大きなチャンスの前に、芦屋町の観光施策を次の段階へ進めるため、議会として応援と提言を毎回、一般質問

等でも示していただいておりますので、芦屋町の各魅力のある資源を点ではなく面としてつなげていっていただきたいという趣旨として述べさせていただきました。

以上になります。

○議長 辻本 一夫君

いいですか。妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

今の回答ですが、「季節や天候に左右されず安定して実施」であれば、これは、もう箱物を作るしかないのではなかろうか。箱物をなくして、季節や天候に左右されないものってどういうものがあるかなあと思うわけです。それを、もう町のほうに検討していただくということは、何かしら、この町に業務を丸投げするようなふう聞こえてしまいます。やはりその辺については、その決議文に賛同される方、提案者もそうですけれど、そういうことを議会内で、よく十分に「こういうものを作ろうじゃないか」ということを議論した上で、ある程度の案を出して、執行部のほうに出さないと、これ、丸投げじゃないかというふうに思えて仕方ありません。その点について、議会内で話し合いするお気持ちがあるかどうかということが第1点です。

それから費用対効果についてはですね、やはり花火大会もそうですけれど、費用対効果については、実施するところの実行委員会がありますが、また町と議会とよく検討しながら、費用対効果があるのかどうか、経済効果があるのかどうか、その辺についても論議する必要があると思うんですね。でないと職員の皆さん本当に大変な作業だろうと思います。

その辺について、いかがですか。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 1番 長島 毅君

「砂像展に関しての具体的な提案をした方が良い」とのことでしたが、こちらに関しては特定の事業を想定しているわけではなくてですね、例えば砂像展の魅力を生かした、いわゆる通年型のコンテンツや展示ですね、あと、また、SNSやデジタル活用など様々な可能性を、お互いに一緒に検討していただきたいという趣旨で書かせていただいております。

もう1つが、費用対効果。先ほども言いましたが、こちらは予算や増額を求めるものではないので、まずこちらの、多くの観光施策の課題がある中、3つのポイントとして書かせていただいておりますので、そういった趣旨として理解していただければと思っております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

いいですか。

○議長 辻本 一夫君

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第15、議案第38号から日程第23、承認第3号及び日程第28、発議1号までの各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思います
が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長 辻本 一夫君

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

起立、礼。お疲れさまでございました。

午前11時10分散会
